## 平成30年9月 浜田市議会定例会議案

(議会追加提出分)

平成 30 年 9 月 28 日

## 発議第1号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成 30 年 9 月 28 日 提出

議会運営委員会委員長 澁 谷 幹 雄

## 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)の一部を次のように 改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重 し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

第7条第2号中「質問に」を「質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して」に、「これに反問する」を「これらに反問し、又は反論する」に改める。

第17条に次の1項を加える。

2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。

第22条第2項中「公開する」の次に「ものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努める」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。